

申請書類について【用紙申請】

1. すべての申請者が提出する書類

○ 書類はすべて原本・コピーどちらでも可（押印は不要）

番号	提出書類	必要の有無		発行機関等
		法人	個人	
1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	9月下旬 公開予定
	※別記第1号、2号、4号、5号、6号様式を提出			
2	登記事項証明書（履歴または現在事項証明書）	○	—	法務局
	発行後3ヶ月以内のもの			
3	納税証明書（その3）消費税及び地方消費税に未納税額がない証明	○	○	納税地を 管轄する 税務署
	発行後3ヶ月以内のもの ※対象税目：消費税及び地方消費税と指定 ※法人は「その3の3」個人は「その3の2」でも可 ※非課税業者も提出が必要			
4	貸借対照表及び損益計算書又はそれらに相当する書類 （直前の事業年度の決算書類（1箇年分））	○	—	各申請者
	※申請日の直前の確定している決算書類を添付 ※グループ企業等で連結決算を行っている場合、 申請される法人単体の決算数値がわかる内訳資料を添付			
5	青色申告書又は白色申告書の写し （直前の事業年度の決算書類（1箇年分））	—	○	各申請者
	※青色申告書の場合は、所得税確定申告書及び青色申告決算書、 白色申告書の場合は、所得税確定申告書及び収支内訳書を提出 ※申請日の直前の確定している申告書類を添付			

○ 申請書類の提出方法及び提出先

申請書類は、下記あて簡易書留等の配達記録の残る方法により、郵送で提出してください。

担当課及び各振興局等への持参による受付及び対面審査は行いません。

【送付先】 〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 総務事務集中課 物品班 あて

【送付部数】 1部
※ 書類はクリップで留めるなど、ばらばらにならないようにして提出してください。（ファイル綴じ不要）

【その他】 申請受付後、受付票の発行及び返送は行いません。
※ 必要な場合は、返信用封筒及び任意様式（受付票）を同封してください。
受取確認は、郵便の追跡サービスをご利用いただき、お電話での確認はご容赦ください。
後日、担当課から補正等をお願いすることがありますので、申請書類の控えは各自で保管しておいてください。

2. 該当する申請者のみが提出する書類

○ 書類はすべて原本・コピーどちらでも可（押印は不要）

番号	提出書類	発行機関
6	代理人届兼委任状【申請書】 提出が必要な方 県外の事業者で代理人を設定する方 ※別記第3号様式を提出	9月下旬 公開予定
7	印刷業者業務調書【申請書】 提出が必要な方 業務種目「大分類：18物品調達 小分類：4印刷」を申請する方 ※別記第7号様式を提出	9月下旬 公開予定
8	納税証明書 和歌山県税等に未納税額がない証明（別記第1号の1 2の2様式） 提出が必要な方 県から別途依頼を受けた方、WTO入札案件（物品購入）への随時申請される方 発行後3ヶ月以内のもの ※証明事項：県税（個人県民税及び地方消費税を除き、地方法人特別税、特別法人事業税を含む。）について、延滞金、加算金等も含めて、未納がないこと。	和歌山県の 県税事務所
9	営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類 提出が必要な方 営業に関して許可、認可、届出等を必要とする業務種目を申請する方 ※別記第5号様式の「資格等証明書類」欄に「要」と記載のある業務種目に必要	—
	☆上記が従事する職員個人の資格である場合は、以下の 常勤雇用についての確認書類 も提出 【社会保険加入の場合】 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し 【雇用保険加入の場合】 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し 【上記保険に加入できない場合】 源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し	
10	申請日現在において、1年以上の営業経験があることを示す書類（契約書等） 提出が必要な方 業務種目「大分類：12森林整備等」の申請を希望する方	各申請者
11	入札参加資格停止等の措置の終期を示す書類 提出が必要な方 現に和歌山県から資格停止の措置を受けている方	和歌山県からの 通知を添付

※9の「常勤雇用についての確認書類」等を提出する場合は、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施してから提出すること。

※10は、現在資格を有する方(有効期間:令和8年12月31日まで)が同じ業務種目へ登録する場合は省略可。